

事務連絡
令和8年3月31日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療支援病院の承認手続等に関する疑義照会について（情報提供）

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）宛てに送付しておりますので、情報提供いたします。

(別記)

| | |
|--------|------------|
| 一般社団法人 | 日本病院会 |
| 公益社団法人 | 全日本病院協会 |
| 一般社団法人 | 日本医療法人協会 |
| 公益社団法人 | 日本精神科病院協会 |
| 公益社団法人 | 全国自治体病院協議会 |

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療支援病院の承認手続等に関する疑義照会について

平素より医療行政につきまして格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。
地域医療支援病院の承認手続及び業務遂行方法については、関連法令の他、「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。）において示しているところです。

この度、都道府県における地域医療支援病院関係事務の参考にしていただくため、別添のとおり、一部の疑義に対する国の解釈を共有させていただきます。また、あわせて、都道府県、地域医療支援病院及び承認を受けようとする者の負担軽減等を目的に、過去にお示しした取扱いの一部見直しを行い、今後は別添のとおり取り扱うこととしたので、御留意ください。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

別 添

Q 1. 地域医療支援病院から自主的な辞退の申出があった場合、どのように対応すればよいか。

A 1. 地域医療支援病院の承認を辞退したいという申出があった場合、病院の開設者から都道府県知事に対する任意の様式による辞退届出書を提出させ、当該届出の受理をもって、自主的な辞退をさせることができる。

なお、辞退届出書の受理後、当該医療機関が地域医療支援病院を称した場合、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条第 3 項に違反し罰則の適用を受けることとなり得るほか、地域医療支援病院であることを要件とする診療報酬は算定できなくなり、地方厚生（支）局に地域医療支援病院であることを要件とした施設基準を届け出ている場合には、当該機関に対し施設基準の届出の取り下げが必要であることの周知をお願いしたい。

Q 2. 地域医療支援病院に設置が義務付けられている「図書室」について、物理的な設備が必要か。小規模な図書スペース等をもって条件を満たすと言えるか。

A 2. 何らか「図書室」を設ける必要はあるが、例えば広く利用者が文献等にオンラインでアクセスできる体制を整備することなど、その内容はデジタル化等の時代の変化を踏まえつつ、柔軟に判断して差し支えない。

Q 3. 医療機器等の共同利用の実績について、局長通知では「地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の 5 割以上であること」とされているところ、局長通知にて示されている様式例では、利用件数の延べ数を記載することとされている。様式例のとおり、全共同利用件数のうち、開設者と直接関係のない医療機関による共同利用件数の延べ数が占める割合をもって判断するという理解でよいか。

A 3. 差し支えない。

Q 4. 地域医療支援病院の管理者に義務付けられている「地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修」について、地域の医療従事者へ案内したが参加がなかった場合も開催回数に含めて差し支えないか。

A 4. 広く地域の関係者に案内したが、それでも参加がない場合は回数に算定して差し支えない。

Q 5. 地域医療支援病院の管理者に義務付けられている「地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修」はオンデマンド配信を開催回数に含めても差し支えないか。

A 5. 以下の点に留意した上で実施されているものであれば開催回数に含めて差し支えない。

(留意点)

○ 研修時間の確保・進捗の管理が図られること。

(例)

- ・主催者側が、受講生の学習時間、進捗状況、テスト結果を把握すること。
- ・早送り再生を不可とし、全講義の動画を視聴しなければレポート提出ができないようにシステムを構築すること。

○ 双方向コミュニケーションの方法が確保されていること。

(例)

- ・質問を受け付け、適宜講師に回答を求めるとともに、質問・回答について講習会の Web ページに掲載すること。